

一般社団法人 福知山青年会議所

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人福知山青年会議所（F u k u c h i y a m a J u n i o r C h a m b e r I n c o r p o r a t e d）（以下「会議所」）と称する。

(事務所)

第2条 この会議所は、主たる事務所を京都府福知山市に置く。

(目的)

第3条 この会議所は、地域社会及び地域経済並びに国家の発展を図り、会員の連携と自己啓発に努めるとともに、国際的理解を深め、世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この会議所は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 政治、経済、社会、教育、文化等に関する調査及び研究、並びにそれらの改善に資する計画の立案及び実施する事業
- (2) 社会奉仕事業及びひとづくり、まちづくり、その他の地域の振興に関する事業
- (3) 次世代を担う子ども達の心身を成長させ、郷土を愛する心や、道徳心を育む事業
- (4) 国や地域を牽引する人材を育成する事業
- (5) 環境問題を調査研究し、地域住民に対し啓蒙・実践を行う事業
- (6) 地域住民、地域行政に対し、問題点を調査研究、提議し、諸問題を考え、解決していくことにより、更なる地域発展に寄与する事業
- (7) 国際青年会議所及び公益社団法人日本青年会議所並びに国内国外の青年会議所及びその他の諸団体と連携し、相互の理解と親善を増進する事業
- (8) 会員の個人的修練及び相互の交流に資する事業
- (9) 前各号に掲げるもののほか、この会議所の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種別及び資格)

第5条 この会議所の会員は次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正 会 員・・・・・・・・福知山市に住所又は勤務先を有する年齢20歳以上40

歳未満の品格ある青年で、所定の手続きを経て理事会において入会を承認されたもの。ただし、第40条に規定する事業年度中に満40歳に達した場合にあっては、当該年度中は正会員としての資格を有する。

- (2) 特別会員・・・・・・・・制限年齢に達した正会員のうち、理事会の承認を得て、その翌年度に限り会員となったもの。
- (3) 名誉会員・・・・・・・・この法人の発展に功労があつた者又は学識経験者で理事会において推薦されたもの。
- (4) 賛助会員・・・・・・・・この会議所の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人、法人又は団体で、理事会において入会を承認されたもの。

(会員の権利)

第6条 正会員は、この定款に別に定めるもののほか、この会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

(会員の資格の取得)

第7条 この会議所の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(会員の義務)

第8条 この会議所の会員は、この定款に定めるもののほか、定款その他の規則を遵守し、この会議所の目的達成に必要な義務を負う。

(経費の負担)

第9条 この会議所の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(退会)

第10条 退会を希望する会員は、理事会において別に定める退会届を理事長に届け出る事により任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総正会員の3分の2以上の議決により除名することができる。

この場合には、その総会の会日の10日前までにその会員に対し、その旨を通知し、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この会議所の名誉を棄損、又はその目的に反する行為をしたとき。
- (2) 会費を1年以上納付しないとき。
- (3) 出席義務を履行しないとき。
- (4) その他会員として適当でない認められるとき。

(会員資格の喪失)

第12条 会員は、次の事由によりその資格を失う。

- (1) 解散
- (2) 退会
- (3) 死亡
- (4) 破産手続開始の決定又は後見開始若しくは保佐開始の審判
- (5) 除名

(抛出金品の不返還)

第13条 資格を喪失した会員はすでに納入した会費その他の抛出金品及びこの会議所の資産に対して、いかなる請求もすることができない。

第3章 総 会

(種別)

第14条 この会議所の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とし、通常総会をもって同法上の定時社員総会とする。

(構成)

第15条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第16条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業報告及び決算の承認
- (3) 会員の除名
- (4) 理事及び監事の選任及び解任
- (5) 入会金及び会費の額の決定及び変更
- (6) この会議所の解散及び残余財産の処分方法の決定
- (7) この会議所の運営に関する特に重要な事項
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 通常総会は毎年1月に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が招集の決議をしたとき
- (2) 総正会員の議決権の5分の1以上議決権を有する正会員から総会の目的たる事項及び招集の理由を示し、開催の請求があったとき。

(招集)

第18条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、請求のあった日から30日以内の日を開催日とする臨時総会を招集する通知を発しなくてはならない。

4 総会を招集する場合は、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面をもって、開会の日2週間前まで通知を発しなければならない。

(議長)

第19条 総会の議長は、理事長又は総会出席者のうちから選任された者がこれにあたる。

(議決権)

第20条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第21条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) そのほか法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は書面をもって他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 正会員の現在数

- (3) 会議に出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者を含む）
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
 - (7) その他法令で定められた事項
- 2 議事録には、理事長及び出席した正会員の中から選出された議事録署名人 2 人以上が記名捺印しなければならない。

第4章 役員及び直前理事長・顧問

（役員の設定）

第23条 この会議所に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6人以上12人以内
 - (2) 監事 2人
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人以上4人以内を副理事長、1人を専務理事とする。
- 3 前項の役員のうち理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、副理事長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

（役員を選任）

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この会議所を代表し、その業務を執行し、専務理事は理事長を補佐し、副理事長は、理事会において別に定めるところにより、この会議所の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び副理事長は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、次に掲げる職務を行わなければならない。
 - (1) 理事の職務執行を監査すること。
 - (2) 理事及び使用人に対して業務の報告を求め、又はこの会議所の業務及び財産の状況を調査すること。
 - (3) この会議所の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
 - (4) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、ま

たは法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告すること。

(5) 理事会に出席し、必要があると認めるとき、意見を述べること。

(6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他の電磁的記録その他の資料を調査すること。

(7) 前号の場合において、法令若しくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。

(理事の任期)

第27条 理事の任期は、補欠として選任されたものを除き、選任された翌年の1月1日に就任し、その年の12月31日に任期が満了する。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(監事の任期)

第28条 監事の任期は、補欠として選任されたものを除き、選任された翌年の1月1日に就任し、選任された翌々年の12月31日に任期が満了する。

2 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお監事としての権利義務を有する。

(理事及び監事の解任)

第29条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(直前理事長・顧問)

第30条 この会議所に直前理事長を1名置き、顧問を若干名置くことができる。

2 直前理事長は、前年度の理事長が就任するものとする。

3 直前理事長は、理事長経験を活かし、業務について必要な助言をする。

4 顧問は、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。

5 顧問は、この会議所の運営に関する事項について、理事会の求めに応じ、理事長の諮問に答え、又は助言することができる。

(報酬等)

第31条 理事、監事、直前理事長及び顧問は、無報酬とする。

第5章 理 事 会

(構成)

第32条 この会議所に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する
- 3 直前理事長は、理事会の求めに応じ、理事会に出席して意見を述べることができる。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この会議所の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職
- (4) 総会から委任された事項
- (5) 諸規定の制定

(招集)

第34条 理事会は毎月1回以上、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事が必要と認めたときは、書面により会議の目的たる事項を示し、理事会の招集を請求することができる。この場合において理事長は、請求があった日から5日以内に、その請求があった日から14日以内を開催日とする臨時理事会を招集しなければならない。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 例会 及び 委員会

(例会)

第37条 この会議所は、毎月1回以上例会を開く。

- 2 例会の運営については、理事会の決議により定める。

(委員会の設置)

第38条 この会議所に、その目的達成に必要な重要事項を調査、研究、審議し、実施するため

に委員会を設置する。

(委員会の構成)

第39条 委員会は、委員長及び委員若干名をもって構成する。

- 2 委員長は、理事のうちから理事長が、委員は正会員のうちから委員長がそれぞれ任命し、いずれも理事会の承認を得なければならない。
- 3 正会員は、理事長、直前理事長、副理事長、専務理事及び監事を除き、原則として全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。

第7章 資産 及び 会計

(事業年度)

第40条 この会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この会議所の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 この会議所の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、通常総会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- 4 第1項第3号の書類については、一般の閲覧に供するものとする。

第8章 管 理

(事務局)

第43条 この会議所の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には所要の職員を置くことができる。

(備付け帳簿及び書類)

第44条 定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(提出)

第45条 理事長は、事業年度終了後、3箇月以内に第42条第1項第1号及び第2号の書類を公益社団法人日本青年会議所に提出しなければならない。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報の公開)

第46条 この会議所は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第47条 この会議所は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

(公告)

第48条 この会議所の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第50条 この会議所は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第51条 この会議所が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社

団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この会議所は、剰余金の分配を行うことができない。

附則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2. この会議所の最初の理事長は加藤晋介とする。

3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。